

海外経済要録

米州諸国

◇米国、1981年減税法成立

レーガン大統領は8月13日、「経済再建のための1981年租税法(Economic Recovery Tax Act of 1981)」(8月4日議会通過)に署名した。同法は本年2月、レーガン大統領が議会に提出した「経済再建計画」(a program for economic recovery、3月号「要録」参照)において提案された減税案(81年度89億ドル、82年度539億ドル)を議会審議の過程でその内容等を若干修正(注)したものである。なお、本法に基づく減税規模は81年度16億ドル、82年度377億ドル、83年度927億ドル、84年度1,500億ドルになると見込まれている。本減税法の概要は次のとおり。

(注) 個人所得減税の実施時期繰り下げ(7月1日→10月1日)、初年度減税幅の小幅化(10%→5%)等。

(1) 個人に対する減税措置(ネット減税規模は81年度0.4億ドル、82年度269億ドル、83年度711億ドル、84年度1,147億ドル)

イ. 個人所得税の税率引下げ等

(i) 個人所得税の税率を1981年10月1日に一律5%、82年7月1日に一律10%、83年7月1日に一律10%、各引下げる(この結果、累積的な減税効果は1981年平均1%、1982年平均10%、1983年平均19%、1984年平均23%となる)。

(ii) 個人所得のうち勤労所得以外の所得(除く長期キャピタル・ゲイン)に対する最高限界税率については現行70%を50%に引下げ(注)、勤労所得の最高税率と一致させる(82年1月1日実施)。

(注) この結果、現行の限界税率のうち、最高税率70%、およびこれに続く上位の税率引下げについては(ii)による引下げ幅より大きくなる。

(iii) 個人所得のうち資産保有1年以上の長期キャピタル・ゲインに対する最高税率については現行の28%を20%に引下げる(注)(81年6月10日実施)。

(注) 米国では個人の純長期キャピタル・ゲインについては、その40%のみが他の所得と総合のうえ課税されるため、最高税率は28%(現行最高税率70%×0.4)となっている。今回、長期キャピタル・ゲインを除く勤労所得以外の所得に対する最高税率が50%に引下げられたため、本税率も20%(50%×0.4)に引下げられることとなった。

ロ. インデクセーションの導入

個人所得税区分(tax bracket)および人的控除額を消費者物価の年平均(9月30日に終わる12ヵ月間の平均)上昇率にスライドして上昇させる(1985年度より実施)。

ハ. 所得控除額の引上げ

(i) 夫婦共稼ぎで共同申告書を提出する場合、2人の勤労所得のうち、少ない方の所得に対し、82年にはその5%相当額(1.5千ドルが上限)、83年以降はその10%相当額(3千ドルが上限)を所得控除することを認める。

(ii) 慈善行為に対する所得控除

申告書に明細を記載していない慈善行為に対する所得控除を、82年および83年には100ドル以下の行為について25%まで(25ドルが上限)、84年は300ドル以下の行為について25%まで(75ドルが上限)、85年は慈善行為の金額に関係なく50%まで、86年は同100%まで認める。ただし、本措置は86年をもって終了する。

ニ. 税額控除額の引上げ

子女等扶養親族の世話費に対する税額控除引上げ(82年1月1日実施)

勤労のため必要となる子女等扶養親族の世話費に対する税額控除額を勤労所得1万ドル以下の所得者に対しては当該世話費の30%とする(現行一律20%)。勤労所得が1万ドルを超える場合は、2千ドルを上回るごとに1%ずつこの率を削減し、28千ドル超の所得者に対しては20%とする。なお、税額控除の対象となる世話費の限度額についても、扶養子女が1人の場合は従来の2千ドルを2.4千ドルへ、2人以上の場合は同4千ドルを4.8千ドルに引上げる。

ホ. その他

(i) 海外勤労所得に対する非課税限度額の引上げ

海外で稼得した勤労所得に対する非課税額を82年に現行の20千ドルから75千ドルに引上げる(82年1月1日実施)。なお、本非課税額はその後毎年5千ドルずつ増額し、86年以降は95千ドルとする。

(ii) 住宅の売却に係る課税特例措置の改正

住宅買換えのための住宅売却代金については、その納税猶予期間を現行の18ヵ月から24ヵ月へ延長する(注)(81年7月20日実施)。また、55歳以上の納税者が住宅を売却した場合については、そのキャピタル・ゲインの非課税限度額を100千ドルから125千ドルに引上げる(81年7月21日実施)。

(注) 本措置により、住宅を売却してから24ヵ月以内(従来は18ヵ月以内)に新たな住宅を購入すれば、旧住宅売却価額が新住宅購入を上回る部分についてのみキャピタル・ゲイン課税

の対象となる。

(2) 企業減税(ネット減税規模は81年度17億ドル、82年度107億ドル、83年度186億ドル、84年度283億ドル)。

イ. 減価償却期間の短縮

現在行われている複雑な減価償却制度に代えて、減価償却期間の単純化、短縮化を主要内容とするACR制度(Accelerated Cost Recovery System)を導入する。本制度によれば、企業は対象資産に応じて4区分(3年、5年、10年、15年)のいずれかを選択することとなる(81年1月1日より遡及実施)。償却区分およびその内容等は次のとおり。

- (i) 3年……自動車、軽トラック、研究開発用設備、ある種の公害防止施設、現行制度下で減価償却年限が4年までの機械設備。
- (ii) 5年……その他すべての機械・設備、現行制度下で減価償却年限が18年以下の公益事業施設、単一の目的に使用される農産施設、一部石油貯蔵施設。
- (iii) 10年……現行制度下で減価償却年限が18.5年から25年の公益事業施設、鉄道用タンク車両、一部移動住宅および建造物。
- (iv) 15年……現行制度下で減価償却が25年以上の公益事業施設、その他すべての建造物。

ロ. 税額控除

(i) 設備投資に係る投資税額控除率の引上げ

- a. 投資対象資産の減価償却期間が3年の場合……投資額の6%の投資税額控除
- b. 投資対象資産の減価償却期間が5年の場合……投資額の10%の投資税額控除
- c. 投資対象資産の減価償却期間が10年の場合……投資額の10%の投資税額控除
- d. 投資対象資産の減価償却期間が15年の場合……公益事業施設に限って投資額の10%の投資税額控除

(ii) 中古資産に対する投資税額控除額引上げ

中古資産に対する投資税額控除額の限度額を81年から84年の間は現行の100千ドルを125千ドルに、85年以降は150千ドルにそれぞれ引上げる。

(iii) 投資税額控除の繰越可能期間の延長

税額控除未達額の繰越可能期間を現行の7年から15年に延長する。

(iv) 古い建物の補修に対する税額控除率の引上げ

古い建物の補修に対する投資税額控除率を現行の補修支出額の一律10%から、建築後30~39年のものについては15%、40年以上のものについては20%、指定された歴史的建築物については25%に各々引上

げる(82年1月1日実施)。

(ii) 研究・開発に対する税額控除の導入

研究・開発に対する新規支出額が過去3年間の平均を上回る場合は上回った額に対し25%の税額控除を認める。本措置は81年7月1日から85年12月31日までの間適用する。

ハ. 中小企業関係の減税措置

(i) 法人所得税率の引下げ

課税所得のうち25千ドル以下の部分に適用する法人税率(注)を現行の17%から82年に16%、83年に15%へ、また、課税所得のうち25千ドル超50千ドル以下の部分に適用する同税率を現行の20%から82年に19%、83年に18%に引下げる。

(注) 米国の法人税率

<課税所得>	<税率>	<改訂後>
25千ドル以下	17%	→ 82年16% → 83年15%
25千ドル超~ 50千ドル以下	20%	→ 82年19% → 83年18%
50千ドル超~ 75千ドル以下	30%	} → 同 左
75千ドル超~ 100千ドル以下	40%	
100千ドル超	46%	

(ii) 中小企業の減価償却額引上げ

中小企業に対し、新規ないし中古の機械・設備の即時減価償却を82年、83年に5千ドル、84年、85年に7.5千ドル、86年以降については10千ドルを限度に行うことを認める。

(iii) 中小企業の株主制限の緩和

法人所得税に代えて株主段階での個人所得税による課税を選択することが可能な中小企業の範囲を現行の個人株主15人以下から25人以下に拡大する。

(3) エネルギー減税(ネットの減税規模は81年度0、82年度13億ドル、83年度17億ドル、84年度22億ドル)。

イ. 石油ロイヤリティ所有者に対する税額控除額の引上げ

中小の石油ロイヤリティ所有者に課せられている石油超過利潤税(windfall profit tax)を軽減するため、81年の同税の税額控除額を現行の1千ドルから2.5千ドルに引上げる。

ロ. 石油超過利潤税の軽減

(i) 82~84年の間については1日当たり2バーレルまでの石油生産に対し、85年以降は1日当たり3バーレルまでの石油生産に対し、石油超過利潤税を課さないこととする。

(ii) 83年以降1日当たりの石油生産量が平均10バーレル以下の枯渇油井からの石油については超過利潤税の対象から除外する。

(イ) 86年までに新たに発見された石油については、現行30%の超過利潤税率を15%に引下げる。税率引下げは82年27.5%、83年25%、84年22.5%、85年20%、86年以降15%と段階的に行う。

(4) 貯蓄奨励(ネット減税規模は81年度 0、82年度 2億ドル、83年度18億ドル、84年度42億ドル)

イ. 非課税貯蓄証書の発行

(i) 発行期間……銀行、貯蓄貸付組合、信用組合等全預金取扱い金融機関

(ii) 金利……1年ものTBレートの70%を付利

(iii) 償還期限……1年

(iv) 利息の非課税限度……個人に対して1千ドル(夫婦の場合は2千ドル)を限度に非課税とする。

(v) 発行可能期間……81年10月1日から82年12月31日までとする。

(vi) 額面金額……500ドル以上

(vii) 資金使途……本証書発行により調達したネット資金の少なくとも75%は住宅向けないし農業向け貸付にあてる。

ロ. 配当・利子所得に対する優遇措置の変更

82年1月1日以降、現行の受取利子・配当所得に対する200ドル(夫婦の場合400ドル)の非課税限度の措置を改正し、配当所得に対してのみ100ドル(夫婦は200ドル)の非課税限度を適用する。なお、利子所得については、85年以降、その15%(450ドル<夫婦の場合は900ドル>が上限)を非課税とすることが認められる。

ハ. 個人年金制度(Individual Retirement Accounts)への拠出金に対する所得控除額引上げ

個人年金制度への拠出金に対する所得控除額を現行の「1.5千ドルまたは年間拠出金の15%のうちより少ない額」から、「2千ドルまたは年間拠出金の100%のうちより少ない額」へ引上げる。なお、自営業者のための年金プランに対する拠出金の所得控除限度額を現行の「7.5千ドルまたは自営業純所得の15%のうちより少ない額」を「15千ドルまたは自営業純所得の15%のうちより少ない額」に変更する。

ニ. 新株による配当受取りに対する優遇措置

配当を現金でなく新規に発行された普通株で受け取る公益事業会社の株主に対しては年間750ドルを限度に非課税扱いとする。本措置は85年末に期限切れとする。

(5) 相続・贈与税の減税措置

イ. 課税最低限度の引上げおよび税額控除額引上げ

相続・贈与税合算による場合の課税最低限度を現

行175,625ドルが87年に600千ドルになるよう毎年漸次引上げるとともに、これに対応する税額控除額も現行47千ドルから192.8千ドルに漸次引上げる。

ロ. 最高税率の引下げ

相続・贈与税の最高税率を現行の70%から82年65%、83年60%、84年55%、85年以降50%へ引下げる。

ハ. 夫婦の相続・贈与の非課税扱い

夫婦間の相続・贈与については現行非課税限度を撤廃し非課税扱いとする。

◇米国連邦準備制度理事会、持続的な預金流出等に直面する預金取扱い金融機関に対する拡張的貸出の適用金利を設定

米国連邦準備制度理事会は8月20日、これまで未設定の、持続的な預金流出等(sustained liquidity pressures)に直面する預金取扱い金融機関に対する拡張的貸出(extended credit)の適用金利を決定し、今後かかる貸出を行う旨発表した。今回の決定により、連銀貸出の現行適用金利(公定歩合)は次のようになった。

1. 短期的調整のための貸出(short-term adjustment credit) ……14%(高率適用分は4%高)

2. 拡張的貸出(extended credit)

(1) 季節貸出(seasonal credit)

……14%(なお高率適用利率は未設定)

(2) その他の拡張的貸出(other extended credit)

イ. 持続的な預金引出や

貸出回収状況の突然の

悪化等例外的な状況に

ある単一の金融機関に

対する貸出(extended

credit in exceptional

circumstances) ……

期間60日まで……14%

次の90日……15%

それ以降……16%

(従来の一律15%を変更)

ロ. 預金流出(deposit disintermediation)等長期にわたる金融市場の情勢悪化に直面する複数の金融機関に対する貸出(other extended credit) ……イ.と同様(今回新たに設定)

3. 預金取扱い金融機関以外向け緊急貸出(emergency credit for others) ……17%

欧州諸国

◇フランスの大手市中銀行、市中貸出基準金利を引下げ

1. ソシエテ・ジェネラル、パリ国立銀行等フランスの大手市中銀行は8月3日、市中貸出基準金利(taux de base bancaire)を0.3%引下げて15.3%とし、即日実施する旨発表した。同金利の引下げは、7月1日および22日の引下げ(5/22 17.0%<既往ピーク>→7/1 15.9%→7/22 15.6%、7月号および8月号「要録」参照)に続くものである。

2. 今次貸出基準金利引下げは、前回引下げ後も、フランス銀行の誘導のもとにコール・レートが漸次低下している(注)状況にかんがみて決定されたもの。

(注) コール翌日物レートの推移(%)

6月26日	20.0<既往ピーク>
7月1日	19.0
22日	18.25
8月3日	17.625

◇フランス、一部サービス料金に対し価格規制を再開

1. フランスのドゥロール経済財政相は、8月4日、最近のサービス価格高騰にかんがみ、ホテル、カフェ等一部料金に対し価格規制を再開する旨発表した(注)。概要は次のとおり。

(注) フランスにおいては、71年央以降、工業製品価格、商業マージンおよびサービス料金に対し、価格規制が加えられてきたが、「規制や保護の廃止によるフランス経済の活性化」を標榜するバール前首相(76年8月~81年5月)の下でこれら規制措置は漸次解除され(53年6月号、55年1月号「要録」参照)、現在では、石油製品等がわずかに残存規制対象品目となっていた。

(1) カフェ等飲料を供する店、公認観光ホテル(1つ星および2つ星)(注)、家具付コテージおよびキャンプ場(1つ星および2つ星)(注)の各料金を規制する権限を県知事に付与する。各県により定められた上限を上回る料金を設定し、警告を受けても改めなかった場合は、所定の罰則措置が適用される。

(注) 観光レジャー用施設は法定基準により格付けされている例が多く、公認観光ホテルの場合は1つ星から4つ星デラックスまでの5等級、キャンプ場の場合は1つ星から4つ星までの4等級に分かれている。

(2) 理髪店・美容院に対し、最も一般的な料金の一覧表を店の内外に掲示することを義務づける。

2. 今次価格規制再開につき、経済財政省では以下のとおりコメントしている。

「バカンス中のことでもあり、観光レジャー用施設の料金を抑制することが急務であるとの判断に基づいて決定したものである。なお、価格自由化の方針には変

わりないが、業者との協議、競争促進、消費者への情報提供拡大等にもかかわらず行過ぎを是正できない場合には、政府による規制措置が講じられることもあり得る。」

◇フランス、石油製品価格を引上げ

1. フランス経済財政省は8月5日、石油製品価格の引上げ(年初来4回目、4月号および7月号「要録」参照)を実施した。パリ地区における価格の推移は以下のとおり(1リットル当り・フラン、カッコ内は引上げ率・%)。

スーパー・ガソリン	3.92 → 4.12 (5.1)
レギュラー・ガソリン	3.71 → 3.91 (5.4)
軽油	2.90 → 3.05 (5.2)
灯油	2.086 → 2.176 (4.3)

2. 今次石油製品価格引上げにつき、経済財政省では、「石油製品に対する消費税の引上げ(8月1日実施)(注)およびフランの対ドル相場下落を映じた原油輸入価格の上昇にかんがみて決定したもの」と述べている。

(注) 補正予算の一環として7月1日に閣議決定(1リットル当り6サンティーム本、年中の歳入増約9.1億フラン)。

◇フランス、本年第2回目の長期国債発行を発表

1. フランス経済財政省は8月25日、本年第2回目の長期国債を以下の要領で9月10日に発行する旨発表した(注)。

	今回	前回 (81年1月)	前々回 (80年10月)
発行金額 (億フラン)	150(注)	100	105
金利 (表面・% パー発行)	16.75	13.80	13.80
償還期間 (年)	6	8	7
償還方法	6年後一括償還	4年、8年後各50%償還	7年後一括償還

(注) 当初発表では、発行金額は80億フランに抑えられていたが、定期預金金利の規制範囲拡大(9月3日決定)に伴う個人投資家層の資金シフト等を主因に引受け希望が殺到したため、政府は9月10日、同発行金額を150億フランに増額する旨決定した。

2. 今回政府が長期国債の発行に踏切ったのは、長期金利の先行き低下が、フラン相場軟化に伴う短期金利下げ止まり気配から期待薄となっているため、財政赤字が大幅に増す(80年329億フラン→81年700億フラン<見込み>)している現状では、これ以上国債発行を繰り返すことは得策でないと判断したためとみられている。なお、金利が16.75%と既往最高水準に設定されたことに

については、「市場実勢が尊重され、大量発行の最初のステップとしては無難な線」(ル・モンド紙等)であるとして一般に好感されているが、反面、「政府が先行きの物価騰勢持続を暗黙のうちに認めたことを意味する」と受け止める向きも多い。

◇イタリア、債券強制保有制度を強化、延長

イタリアの信用貯蓄閣僚審議会は8月8日、債券強制保有制度(注)を本年11月まで延長するとともに、81年下期(6月～11月)については、債券強制保有率を従来の6.5%から1.5%引上げて8%とする旨、発表した。

(注) 債券強制保有制度とは、市中金融機関の対象預金(一般金融機関が受入れたすべてのリテラ建預金<当座預金を除く>)増加額の一定比率を国債、国営企業債、その他公共債等指定債券の購入に充当することを義務づける制度。

◇スイス中央銀行、公定歩合引上げを決定

1. スイス中央銀行は9月1日、手形割引歩合の引上げ(5.0→6.0%)およびロンバート貸付レートの引上げ(6.5→7.5%)を9月2日から実施する旨決定した。同行の公定歩合引上げは、5月11日(5月号「要録」参照)に続き本年4回目のも。

2. 同行では、本措置の趣旨等につき以下のとおりコメントしている。

「年初来の米ドル相場的大幅上昇により、スイス国内の物価上昇が加速している。一方、中央銀行貸出は、依然大幅な増加を示しており、中央銀行貸出金利が市場金利を大きく下回っているだけに、マネーサプライ抑制策を阻害する危険が生じている。

スイス中央銀行は、物価安定政策を引続き維持する決意であり、今回金利引上げを決定した次第である。さらに今後の金融調節にあたっては、銀行流動性が月末においてもこれまで以上に引締まるよう運営する。」

◇ベルギー政府、1982年度予算案を発表

1. ベルギー政府は8月6日、1982年度(82年1～12月)予算案を閣議決定した(別表参照)。同予算案の主な特徴点は次のとおり。

(1) 一般会計

歳入面では、①新税(弁護士、公証人等への謝礼に対する付加価値税、プール・別荘所有者等に対する富裕税)の導入(歳入増55億フラン)、②世帯構成員の所得を合算して課税する現行方式の見直し(同155億フラン)、③ある種の金融サービス(銀行への貸金庫設置など)に対する付加価値税の引上げおよび金融機関が行うある種の取引に対する特別税の賦課(同25億フラン)

④脱税や社会保険料負担の回避を防止する対策の強化(同100億フラン)等により歳入増が図られる一方、歳出面では、国債費が大幅に増大(81年度見込み比+34%)するものの、①地方自治体への交付金、国防費、社会保障給付金等の圧縮、②公共サービス部門の新規雇用制限、③公共料金引上げによる国庫補助の削減、④厚生・教育関係等新規プロジェクトの一部繰り延べなどにより極力抑制。

(2) 資本金計

資本金計の大宗を占める公共投資支出はほぼ81年度並みに抑制。

(3) 総合収支じり

一般会計および資本金計を合計した財政の総合収支じりは、3,542億フランの赤字と81年度見込み並みの水準。なお、対GDP比率は、約9%と81年度見込みの約11%から幾分縮小の見通し。

2. 本予算案につき、ベルギー政府は、「財政健全化を目指した長期的努力の一環として、すべての国民に応分の負担を求めた緊縮予算である。ただし、82年に予想される緩やかな景気回復を損なわぬよう、投資支出を維持することにしている」と説明している。

ベルギーの1982年度予算案

(単位・億フラン、△印は赤字)

		1981年度 (当初予算)	1982年度	前年度当 初予算比
一般会計	歳入	11,042	11,404	3.3%
	歳出	11,949	13,416	12.3
	収支じり	△ 907	△ 2,012	—
資本金計	歳入	144	131	— 9.0%
	歳出	1,657	1,661	0.2
	収支じり	△ 1,513	△ 1,530	—
総合収支じり		△ 2,420	△ 3,542	—

◇アイルランド中央銀行総裁更迭

アイルランド政府は8月14日、マレー(Charles H. Murray)アイルランド中央銀行総裁が一身上の都合を理由に本年10月31日をもって辞任する旨発表した(同氏の任期は83年2月29日まで)。なお、これに伴い、オコフィ(Tomas O'Cofaigh)現大蔵次官兼アイルランド中央銀行理事が本年11月1日をもって同行総裁(政府の助言に基づき大統領が指名)に就任することとなった。

アジアおよび大洋州諸国

◇アジア開銀、貸出金利を引上げ

アジア開発銀行は8月25日、通常財源(資本金、準備金、借入金)を原資とする貸出の金利を年率9.25%から10.10%に引上げ7月1日融資分から遡及適用する旨を発表した(なお、特別基金財源<加盟各国からの拠出金等>を原資とする貸出については従来通り貸出手数料のみ年率1%徴収)。

本措置について同行では、最近の資金調達コストの上昇にかんがみ、世界銀行の貸出金利引上げ(7月1日以降理事会審議につき年率9.6%から10.6%に引上げ)に追随したものと説明している。

◇韓国、第5次5か年計画を発表

韓国政府は8月21日、明年から始まる第5次経済社会発展5か年計画(82年~86年)を決定した。

本計画では、安定的・調和的成長の追求、輸出競争力の強化、経済効率化の推進、社会開発の促進等を重点目標に置き計画期間中の年平均実質成長率を7.6%と従来に比若若干低めに見込んでいる。同計画の特徴点は次のとおり。

(1) 安定的・調和的成長の追求

従来の高成長・高インフレ体質の克服をめざして、5か年の年平均実質GNP成長率を7.6%と前回計画(年平均9.0%)に比べて低目に設定する一方、卸売物価の上昇率も同+10.1%と過去の実績に比べれば幾分低率を想定。このほか、大企業の発展のみならず中小企業の育成にも力を入れるほか、農業の生産性向上により農・工業間の所得アンバランスの是正も企図。

(2) 輸出競争力の強化

物価の安定と賃金上昇率の抑制等を通じて輸出競争力を再強化する。

(3) 経済構造の効率化

政府による産業保護・介入を最小限にとどめ市場競争原理のもとで民間企業の体質強化や経済の効率化を図る。また産業構造については引続き製造業のウェイトを高めていく(80年29.4%→86年34.0%)が、その中でエネルギー多消費・資本集約的な素材産業の発展を抑制し、電子、輸送用機械等機械工業の育成に注力する方針(機械産業ウェイト80年16.7%→86年22.9%)。

(4) 社会開発の推進

所得格差の拡大に伴う低所得層の不満や生活水準向上意欲の高まりを眺めて教育、住宅、生活関連施設お

よび社会保障の拡充を図り、経済と社会の調和的発展をねらう(例えば住宅投資の投資総額に占めるウェイトは72~79年15.8%→82~86年20.0%)。

(5) 資金調達

本計画では上記目標達成のため、総額75兆8千億ウォン(対GNP比率32.5%<前計画26.2%>)と巨額の投資を予定。この財源の87%を国内資金(77~81年同76%)、残りを海外からの借款・投資によりそれぞれ調達する計画。

韓国の主要経済指標

			単 位	1980年	1986年 目 標	1982~86 平均増加率
G N P	80年価格 (兆ウォン)			35.0	53.7	(%) 7.6
1人当り G N P	80年価格 (ドル)			1,506	2,170	5.9
人 口	百万人			38.1	41.8	1.6
輸 出	經常価格 (億ドル)			172	530	* 11.4
輸 入	〃			216	555	* 8.4
經 常 収 支	〃			△ 53	△ 36	—
G N P デフレーター	上昇率 (%)			27.7	9.5	10.8

*は実質値ベース。

◇台湾、台湾元を切下げ

台湾当局は8月12日、台湾元の対米ドル・レートを-4.63%(IMF方式)切下げの旨発表、即日実施した。

新レート (旧レート)

1米ドル当たり 38台湾元 (36.24台湾元)

同国では、79年2月に対米ドル固定相場制から管理フロート制(54年3月号「要録」参照)へ移行したが、その後も、中央銀行は、為替相場の大幅変動が同国経済へ悪影響(特に物価の上昇と対米取引の不安定化)を及ぼさないよう介入により台湾元の対米ドル・レートを事実上固定してきた。

今回の措置は、本年初来の米ドル強調に伴い、台湾元が円や欧州通貨に対し切上げられたかたちとなり、これが輸出の伸び悩みを招来していたことに対処して採られたもの。

◇台湾、市中貸付金利の引下げを実施

台湾銀行公会(わが国の全国銀行協会に相当)は8月24日一部市中貸付金利の引下げを決定、中央銀行の承認を経て25日から実施した。台湾では、昨年来の物価高騰

を眺めて年初来2度(1月、6月)にわたり公定歩合や市中貸付金利を上げた。しかしここへきて卸売物価が落着きを示す一方、設備・住宅投資が鎮静化するなど景気の先行きに対する警戒感が台頭してきた。今次措置はこうした状況に対処して、金利引下げによる内需喚起をねらったもの(なお公定歩合は据置き)。

新しい市中貸付金利は次のとおり。

	旧レート(%)	新レート(%)
短期担保貸付	最低 15.25	→ 14.50
	最高 18.00	→ 17.40
中長期貸付	最低 16.25	→ 15.00
	最高 18.00	→ 据置き

◇タイ、1982年度予算案を発表

タイ政府は、7月31日、1982年度(81年10月～82年9月)予算案を国会に提出した。本予算案は、歳出規模を前年当初予算比+15.0%(前年同+28.4%)と小幅の伸びにとどめ、財政赤字の拡大を極力避けた緊縮型となっている。これについて、政府当局は「スローダウン傾向にある経済の現状からすれば大型予算を編成してもおかしくないが、歳入の伸び悩みや対外借入負担の増大、あるいは物価の高騰等を勘案して歳出規模を圧縮せざるを得なかった」旨説明している。同予算案の概要は次のとおり。

- (1) 歳出面では、各費目とも前年を下回る伸びとなっている。特に、最大のウェイトを占める経済開発費が前年比+2.7%と小幅の伸びにとどまっているほか、一

タイの1982年度予算案

(単位・百万バーツ)

		1981年度 (当初予算)	1982年度	前年比
歳入	租税等政府経常収支	120,000	140,000	16.7%
	借入	16,000	19,000	18.8
	国庫準備金取崩し	4,000	2,000	△50.0
	計	140,000	161,000	15.0
歳出	経済開発費	32,189	33,059	2.7
	教育費	27,944	32,630	16.8
	社会厚生関係費	15,121	16,503	9.1
	国防費	27,708	31,395	13.3
	治安維持費	7,272	8,197	12.7
	一般行政費	4,747	4,128	△13.0
	借入金返済	17,531	21,009	19.8
	その他	7,488	14,079	88.0
	計	140,000	161,000	15.0

般行政費も公務員給与を中心に大幅に削減されている(前年比△13.0%)。この間、借入金返済額は内外債務残高の累増と高金利の影響から前年比+19.8%と高い伸びを示し、大きな財政負担となっている。

- (2) これに対し、歳入は、租税等政府経常収入が景気のスローダウンもあって、前年比+16.7%と前年(同+37.9%)を大幅に下回る伸びとなっており、それを映じて、収支は依然大幅赤字(210億バーツ)となっている。しかし赤字の歳出規模に対する割合は前年度の14.3%から13.0%に若干低下している。

◇フィリピン、1982年度予算案を発表

フィリピン政府は、8月3日、1982年度(82年1月～12月)予算案を国会(暫定国民議会)に提出した。これによると、歳出規模は597億ペソで前年当初予算比+8.9%と、前年の積極予算(前年比+37.7%)に比べればかなりの緊縮予算となっている。予算案発表にあたりピラタ首相は、「当初、景気の鈍化傾向を眺めて大型予算の編成を検討していたが、結局税収の伸び悩みや借入負担の増大等から予算規模を圧縮せざるを得なかった」と説明した。またマルコス大統領は、こうした緊縮予算の中で生活基礎物資の充足、人的資源の開発、エネルギー開発、農村部の生活向上等にできる限り配慮した旨述べている。同予算案の概要は次のとおり。

- (1) 歳出面では、全体が小幅の伸びにとどまっている中で、国防費は国内治安の強化(特にモロ解放戦線の鎮圧)から、また、一般行政費もこれまでの対内・外債務の累増を映じた借入金返済額の増加(17→52億ペソ)

フィリピンの1982年度予算案

(単位・億ペソ)

		1981年度 (当初予算)	1982年度	前年比
歳入	租税等経常収入	453	477	5.3%
	借入金	97	120	23.7
	うち(国内)	49	74	51.0
	対外	48	46	△4.2
	計	550	597	8.5
歳出	経済開発費	255	253	△0.8
	社会開発費	131	136	3.8
	一般行政費	108	141	30.6
	国防費	54	67	24.1
	計	548	597	8.9
差引余剰		2	—	—

から、それぞれかなりの伸びとなっている。反面、前年著増をみた経済開発費、社会開発費は各費目軒並み圧縮されている。

(2) 歳入面では、税制改正(税控除制度の制限、付加価値税の導入、公益事業の免許税率の改正等)や政府手数料の引上げ等による増収(12億ペソ)にもかかわらず、景気の鈍化を映じた税収伸び悩みが響いて、經常収入の伸びは前年比+5.3%にとどまる見込み。このため、赤字額(120億ペソ)は主として国内借入の増大(49→74億ペソ)によって賄われる形となっている。

◇スリランカ、公定歩合を引上げ

セイロン中央銀行は8月18日、公定歩合を12%(昨年4月10%→12%)から14%に引上げ(輸出優遇貸出金利は12%据置き)、24日から実施する旨発表した。

今回の措置は、昨年来の金融引締め、財政圧縮(公共事業2割削減)にもかかわらず、物価が依然根強い騰勢を続けていること(消費者物価、前年比80年+26.2%→81年1~5月+19.5%)にかんがみ、商業銀行の貸出を抑制するために採られたもの。

◇豪州、81/82年度予算案を発表

豪州政府は8月18日、81/82年度(81年7月~82年6月)予算案を国会に提出した。本予算案は、歳出の伸びを抑え(前年比+12.6%)、財政赤字幅を圧縮(前年度実績11.3億豪ドル→1.5億豪ドル)した緊縮型となっている。提出に当たり、ハワード蔵相は、同国経済を持続的に成長させるためには、「インフレ抑制が最重要課題」との認識から、金融引締めの継続に歩調を合わせて、財政赤字幅をできるだけ圧縮した旨説明している。

なお、同時に発表された本年度の経済見通しでは、①実質GDP成長率は農業の回復を見込んで+3.5%と前年度(+2.9%)に比べ幾分高まる、②消費者物価は+10.75%の上昇となる(前年度実績+8.8%)、③国際収支面では經常収支赤字幅は輸入増大から若干拡大するものの、総合収支は外国民間投資の持続的な流入から黒字を続ける、④マネーサプライの伸び率目標を前年度実績(+12.7%)を下回る+10~11%とする、等としている。

予算規模および歳入・歳出面の諸措置は次のとおり。

(1) 予算規模等

歳入は、景気の順調な拡大を背景とした個人・法人所得税の増収(前年比+17.0%)のほか、販売税、出国税の増税もあって407億豪ドルと前年比+15.8%の増加を見込んでいる。

一方、歳出面では、豪州防衛力強化計画(80年2月

発表)に沿って国防費が増額されている(前年比+16.3%)ほか、一般行政費も高い伸び(同+17.4%)を示している。しかし、教育(同+11.1%)、保健(同-21.3%)、都市・地域開発(同-28.3%)等の諸支出が圧縮されているため、歳出全体では+12.6%と前年(+13.7%)同様抑制型となっている。この結果、財政赤字幅は△146百万豪ドルと前年度(実績△1,128百万豪ドル)に比べて大幅に縮小されている。

(2) 新しく採られた諸措置

イ. 歳入面

(イ) 関税—これまで非課税であった一般炭にも原料炭同様輸出税を賦課(1豪ドル/トン)。

(ロ) 販売税—間接税強化の方針の下、一律2.5%ポイントの税率アップ(例えば家電製品:2.5→5%、自動車:15→17.5%、貴金属・宝石:27.5→30%、等)。なお、これにより前年比+38.6%の販売税増収を期待。

(ハ) 出国税—10月1日から、税額引上げ(現行10→20豪ドル<1人、1回当たり>)、課税対象年齢引下げ(現行18歳以上→12歳以上)を実施。

ロ. 歳出面

(イ) 国防—80年2月発表の豪州防衛力強化5ヵ年

豪州81/82年度予算案

(単位・百万豪ドル)

		80/81年度実績	81/82年度	前年比
歳出	国防	3,537	4,112	16.3%
	教育	2,930	3,255	11.1
	保健	3,650	2,872	-21.3
	社会福祉	9,917	11,357	14.5
	住宅	341	399	17.0
	都市・地域開発	110	79	-28.3
	文化	400	461	15.0
	経済開発	2,379	2,712	14.0
	一般行政	2,477	2,907	17.4
	その他共合計		36,274	40,862
歳入	関税	1,884	2,110	12.0
	消費税	5,833	6,250	7.1
	販売税	2,102	2,913	38.6
	所得税	22,399	26,205	17.0
	その他税収	248	290	16.9
	その他共合計		35,146	40,716
財政収支		△1,128	△146	—

計画(84/85年度までに国防費をGDPの3%にまで引上げ、80/81年度実績2.7%)に沿って前年比+16.3%の大幅増加。

- (ロ) 住宅一住宅貯蓄に対する利子補給の増額(前年度44.6→74.0百万豪ドル)。
- (ハ) 社会福祉—第3子以降の子女に対する児童手当の50%増額、失業手当・身障者援助の増額等。
- (ニ) 一般行政—対外援助はパプア・ニューギニアに対する二国間援助を中心に前年比+18%の大幅増。
- (ホ) 保健—健康保健制度の改定(個人負担引上げ、州への移管)に伴い前年比-21.3%の大幅減。

共産圏諸国

◇東ドイツ、新5か年(1981~85年)計画を発表

東ドイツ政府はこのほど、第5次5か年(1976~80年)計画の実績ならびに本年から始まる第6次5か年(1981~85年)計画の概要を発表した。その要点は次のとおり。

1. 第5次5か年計画の実績

- (1) 国民所得は年平均+4.2%と計画(年平均+4.9~5.4%)および前期実績(同+5.4%)を下回る伸びにとどまった。しかし、他の東欧諸国が近年急速に成長率の鈍化を余儀なくされているのに対し、同国経済は比較的安定した成長を継続。
- (2) 鉱工業生産は、同+4.9%と計画(同+6.0~6.3%)を下回ったものの、比較的高い伸びを達成。部門別では、褐炭(76~79年平均+0.9%)、食料品(同+2.8%)等では伸び悩んだものの、電力(同+6.6%)、機械(同+6.7%)、木材加工(同+5.2%)等では比較的高い伸びを記録。
- (3) 農業生産では、穀物生産は比較的順調であったものの、野菜、畜産等の不振が響き、年平均+1.6%と計画(年平均+3.2%)比未達。
- (4) 貿易面では、輸出入総額で年平均+9.9%と前5か年実績(同+13.4%)を下回る伸び。

2. 第6次5か年計画の概要

- (1) 国民所得の伸びは年平均+5.1~5.4%と、かなり意欲的な目標を設定。
- (2) 鉱工業生産は年平均+5.1~5.4%と、労働生産性の向上(同+5.1~5.4%)を見込んで前期実績を上回る高めの伸びを設定。特にエレクトロニクス、コンピューター、自動ロボット等高度技術産業の育成に力を入れ

ていく計画。

- (3) 農業生産は穀物の自給率引上げ、じゃがいも、畜産の増産が主たる目標。
- (4) 投資は、内外資金の不足から既存企業設備の合理化、近代化に重点を置き、新規投資は手控えていく方針。
- (5) 貿易面では、輸出入合計で年平均+4.7%と極めて低めの目標を設定。この中で輸出振興、輸入抑制を集めていく方針。

東ドイツの主要経済指標

(単位・年平均伸び率・%)

	1971~	1976~80年		1981~
	75年	実績	同計画	85年
	実績			計画
国民所得	5.4	4.2	4.9~5.4	5.1~5.4
鉱工業生産	6.5	4.9	6.0~6.3	5.1~5.4
農業生産	2.7	1.6 うち穀物 3.2	3.2	(注1) 1.0~1.2 (注2)
投資	4.6	3.4	5.2~5.6	n. a.
工業労働生産性	5.3	4.3	5.4~5.7	5.1~5.4
1人当り実質所得	5.4	4.3	3.9~4.2	3.9~4.2
小売売上高	5.0	4.0	3.7~4.1	3.7~4.1
貿易高	13.4	9.9	n. a.	4.7

(注1) 穀物だけの伸び率。

(注2) 81~85年の投資総額は 2,680~2,720億マルク。

資料 東ドイツ政府公表計数。

◇ユーゴスラビア、価格統制を強化

ユーゴスラビア政府は6月18日、「最高価格水準の設定ならびに価格の報告義務に関する決定」を発表した。その概要、背景等は次のとおり。

1. 概要

- (1) 電力、石油、ガス等に限られていた価格統制をすべての品目に拡大・適用することとし、81年6月19日から81年末までの価格上昇率を次の範囲内にとどめる。
- 卸売物価 +7%
- 小売物価 +7%
- サービス料 +5%
- (2) 生産企業ならびに販売者はすべての現行価格を連邦価格研究所へ報告し、今後価格を改定する場合には同研究所の承認を得なければならない。
- (3) 連邦価格研究所は、毎月物価動向の分析結果を政府へ報告する。

2. 背景

同国では昨年11月、インフレの激化(80年+32.0%)に対処して統制価格を撤廃、市場競争原理を大幅に導入し

た(55年11月号「要録」参照)。しかし、その後物価はかえって騰勢を強める結果となった(消費者物価、前年比80年12月+39.8%、5月+52.0%)。このため、本年3月価格統制の一部復活を行ったあと、今回全面的な統制復活に踏み切ったもの。もっとも、今次措置については連邦価格研究所の許可があれば規定以上の価格引上げが可能なか、違反者に対する罰則規定もないことから、その効果を疑問視する向きもある。

◇ブルガリア、新5か年(1981~85年)計画を発表

ブルガリア政府はこのほど、第7次5か年(1976~80年)計画の実績ならびに本年から始まる第8次5か年(1981~85年)計画の概要を発表した。その要点は次のとおり。

1. 第7次5か年計画の実績

- (1) 国民所得は年平均+6.1%と計画(年平均+8.4%)を下回ったものの、東欧諸国の中ではルーマニアに次ぐ高い伸びを記録。
- (2) 鉱工業生産は年平均+6.4%と、計画(同+8.4%)比未達に終わった。部門別にみると、衣料(76~79年平均伸び率+1.9%)、木材加工(同+2.8%)等は伸び悩んだものの、電力(76~80年平均+7.7%)、機械(同+9.9%)、化学(同+9.0%)等は好伸。
- (3) 農業生産は、77、80年の天候不順による穀物、てんさい等の減産が響いて、年平均+0.9%と不振(計画同+3.7%)。
- (4) 貿易面では、輸出は対コメコン向け(ウエイト7割)が機械、設備を中心に好伸したことから年平均+12.7%(76~79年)となった。一方、輸入は貿易収支改善をねらった抑制策から同+2.6%にとどまり、この結果貿易収支じりは79年以降黒字を回復。

2. 第8次5か年計画の概要

- (1) 国民所得は、鉱工業生産の伸び率鈍化を背景に年平均+4.6~5.4%と前期実績を下回る率を設定。
- (2) 鉱工業生産は、エネルギー生産や投資の増勢鈍化から年平均+5.4~6.2%と前期実績を下回る低い伸びを計画。部門別では引続き機械、化学工業を重視していく方針。
- (3) 農業生産は、輸出入貨獲得増大をねらって同+3.7~4.1%と意欲的な目標。
- (4) 投資は同+4.2%と内外資金不足から前期実績を下回る計画とし、既存企業設備の改造・近代化、未完工プロジェクトの完成に重点投資の方針。
- (5) 貿易面は、転出入総額同+7.0%と、控えめな設定となっている中で、輸入抑制政策を堅持する方針。

ブルガリアの主要経済指標

(単位・年平均伸び率・%)

	1971~ 75年	1976~80年		1981~ 85年
	実績	実績	同計画	計画
国民所得	7.8	6.1	8.4	4.6~5.4
鉱工業生産	9.1	6.4	8.4	5.4~6.2
農業生産	2.9	0.9	3.7	3.7~4.1
投資	8.6	5.7	5.9~7.4	4.2
工業労働生産性	8.9	5.0	7.4	6.3~6.7
1人当り実質所得	5.8	2.4	3.7~4.6	3.0~3.4
小売売上高	7.8	4.4 (注)	7.0~7.3	3.7~4.1
貿易輸出	10.0	12.7 (注)	9.9~ 10.5	7.0
輸入	14.3	2.6		

(注) 1976~79年平均伸び率。

資料：ブルガリア政府公表計数。